

議第32号

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県公益認定等委員会条例（平成20年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年法律第49号」の右に「。次条第2項において「法」という。」を加える。

第2条第2項中「公益法人」の右に「（法第2条第3号に規定する公益法人をいう。）もしくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。